

(案)

大阪地域森林計画書

(大阪森林計画区)

計画期間

自 2025 年(令和 7 年) 4月 1日

至 2035 年(令和 17 年) 3月 31 日

第1回変更 令和 8年 月 日作成

(令和7年1月6日大阪府告示第 12 号)

大 阪 府

目次

Ⅱ 計画事項.....	12
第1 計画の対象とする森林の区域	12

Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

区分	面積		
総数	53,938 53,828	単位 : h a	
豊中市	2	河内長野市	7,309
池田市	543	松原市	-
箕面市	1,838	羽曳野市	246
豊能町	2,185	藤井寺市	-
能勢町	7,665 7,659	大阪狭山市	-
吹田市	2	太子町	515
高槻市	4,475 4,472	河南町	1,204
茨木市	2,483 2,394	千早赤阪村	2,960
摂津市	-	堺市	388
島本町	971	岸和田市	1,859
守口市	-	泉大津市	-
枚方市	443	貝塚市	1,760
八尾市	482	泉佐野市	1,962
寝屋川市	9	和泉市	2,924 2,914
大東市	281	高石市	-
柏原市	714	泉南市	2,227
門真市	-	阪南市	1,686
東大阪市	1,007	忠岡町	-
四條畷市	733	熊取町	439
交野市	960	田尻町	-
大阪市	-	岬町	3,418
富田林市	245		

注 1

大阪地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

注 2

本計画の対象森林は、森林法第10条の2の規定に基づく林地開発行為の許可制、同法第10条の7の2の規定に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
(森林法第10条の2の規定に基づく林地開発行為の許可制については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

注 3

森林計画図の縦覧場所

(全 域)

大阪市住之江区南港北1-14-16(大阪府咲洲庁舎22階)

大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課

(吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町、箕面市、池田市、
豊中市、能勢町、豊能町)

茨木市中穂積1-3-43(大阪府三島府民センタービル内)

大阪府北部農と緑の総合事務所

(枚方市、交野市、四條畷市、大東市、寝屋川市、守口市、
門真市、東大阪市、八尾市、柏原市、大阪市)

八尾市荘内町2-1-36(大阪府中河内府民センタービル内)

大阪府中部農と緑の総合事務所

(松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、
太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市)

富田林市寿町2-6-1(大阪府南河内府民センタービル内)

大阪府南河内農と緑の総合事務所

(和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、
貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、
岬町)

岸和田市野田町3-13-2(大阪府泉南府民センタービル内)

大阪府泉州農と緑の総合事務所

注 4 0は小数点以下四捨五入による。

注 5 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

